



神奈川県

総務局財政部税務指導課

会社分割に係る不動産取得税の非課税措置について

(地方税法第73条の7第2号及び地方税法施行令第37条の14)

地方税法第73条の7第2号及び地方税法施行令第37条の14に定める会社分割により不動産を取得した場合、不動産取得税は非課税となります。

■ 非課税の要件（次の要件1及び要件2に両方該当する場合、非課税となります。）

要件1 次のいずれかの分割において、それぞれの条件を満たすこと（吸収分割、新設分割を問わない）

<分割型分割の場合>

- ① 分割対価資産として、分割承継法人の株式以外の資産が交付されないこと
- ② 当該株式が分割法人の株主等の有する当該分割法人の株式の数の割合に応じて交付されるもの

<分社型分割の場合>

- ① 分割対価資産として、分割承継法人の株式以外の資産が交付されないこと

要件2 次の項目に全て該当すること

- ① 当該分割により分割事業に係る主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること
- ② 当該分割に係る分割事業が分割承継法人において当該分割後に引き続き営まれることが見込まれていること
- ③ 当該分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね100分の80以上に相当する数の者が当該分割後に分割承継法人に従事することが見込まれていること

■ 手続きについて

- ・ 不動産の所在地を管轄する県税事務所から、文書にて照会させていただきます。
- ・ 照会がありましたら照会文書に記載された書類を県税事務所へご提出ください。
- ・ 照会の時期は、分割後の要件等の確認のため、取得から一定期間後になりますのでご了承ください。

■ 申告に必要な提出書類

申告書の添付書類は写しで結構ですが、必要に応じて原本を確認させていただくことや、その他の書類を提出していただくことがあります。

- ☐ 不動産取得税申告（報告）書（規則第76号様式）
- ☐ 定款【分割法人、分割承継法人とも】
- ☐ 履歴事項全部証明書【分割法人、分割承継法人とも】
- ☐ 分割の内容がわかるもの
【新設分割の場合】分割計画書 【吸収分割の場合】分割契約書
- ☐ 分割法人から承継する権利義務に関する事項を確認できる書類
（例）承継権利義務明細表、貸借対照表及び勘定科目内訳明細書等
- ☐ 分割事業に係る従業員のうち、分割承継法人に従事する人数がわかる書類
（例）従業者名簿、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律に係る書面、
雇用契約書、分割前後における当該分割事業部門の従業者の人数比較表等
- ☐ 分割について承認又は同意があったことを証する書類
（例）株主総会議事録、取締役会議事録等

■ 問合せ先

不動産取得税の非課税措置については、不動産の所在地を担当する県税事務所にお問い合わせください。

県税事務所一覧		
県税事務所	電話番号	担当区域
横 浜 県 税	(045)651-1471(代)	横浜市西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区
神 奈 川 県 税	(045)321-5741(代)	横浜市鶴見区、神奈川区、港北区
緑 県 税	(045)973-1911(代)	横浜市緑区、青葉区、都筑区
戸 塚 県 税	(045)881-3911(代)	横浜市南区、港南区、磯子区、金沢区、 戸塚区、栄区、泉区
川 崎 県 税	(044)233-7351(代)	川崎市川崎区、幸区
高 津 県 税	(044)833-1231(代)	川崎市中原区、高津区、宮前区、多摩区、 麻生区
相 模 原 県 税	(042)745-1111(代)	相模原市
横 須 賀 県 税	(046)823-0210(代)	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
平 塚 県 税	(0463)22-2711(代)	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤 沢 県 税	(0466)26-2111(代)	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小 田 原 県 税	(0465)32-8000(代)	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、 湯河原町
厚 木 県 税	(046)224-1111(代)	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村